

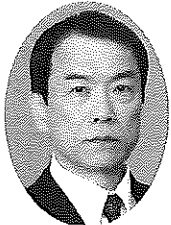
一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村 澤 幸 二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会

会長 竹 中 由紀夫

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導により、公益法人としての業務を順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

さて昨年の全国及び県内の雇用経済状況は、有効求人倍率の1倍超えが続くなど、「持ち直し状況」や一部で「改善の状況」が認められたところですが、今年は更に、希望を生み出す強い経済を期待したいものであります。

一方、県内の労働災害の発生状況は、第12次労働災害防止推進計画目標値に比べ、依然として厳しい状況にあり、職場の様々なストレスによるメンタル不調や介護産業における腰痛なども増加している状況です。この背景には、人手不足や未熟練労働者の増加、安全衛生管理体制の「ほころび」が想定され、第三次産業では、安全衛生管理に対する意識不足の状況も考えられます。

このような状況の中、企業の責務としての「安全衛生配慮義務」を果たすためには、労務管理・安全衛生管理体制の充実、リスクアセスメントやメンタルヘルスケア、安全衛生教育など、的確な労務管理並びに安全衛生活動の強化が求められています。

当協会におきましては、会員の皆様に代わって行う職長教育、安全管理者等に対する教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の安全衛生教育や就業制限業務に係る技能講習、社会の要請に応じた各種講習等の事業を計画的に実施するほか、労働相談体制も充実させ、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、皆様と会員事業場にとって良い年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます
 2016年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会 長 竹中 由紀夫

副 会 長 永東 康文、副 会 長 井木 久博

専務理事 村澤 幸二、ほか 職員一同



鳥取労働局

局長 河 野 純 伴

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに東・西・中部の各支部の皆様方には、健やかに明るい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、竹中会長をはじめ役職員並びに会員事業場の皆様には、平素から労働行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢は、有効求人倍率が一昨年12月に16年ぶりに1倍台となって以降、昨年は年間を通して1倍を超える状態であり改善が進んでいます。

このように、雇用情勢が改善している中であってこそ、雇用の質の向上を図るため、労働者の労働条件の確保・改善や安全と健康の確保など、職場環境の整備を積極的に進める必要があります。また、本格的な人口減少社会を迎え、女性の活躍推進、仕事と子育ての両立支援など、社会の活力を維持・向上させていくため、労働行政の課題は今まで以上に増えています。

鳥取労働局では、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進に向けた「働き方改革」の取組を継続して実施するとともに、一部改正された労働安全衛生法や新たに成立した女性活躍推進法等の周知を図りながら円滑な行政運営に当たっていくこととしております。

貴会におかれましては、これまでも労働基準行政の推進について重要な役割を担っていただいているところでありますが、今後においてもより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます
 平成28年 元旦

◆鳥取労働局

局 長 河野 純伴、総務部長 久野 克人

労働基準部長 高橋 靖、監督課長 津田 恵史

健康安全課長 木村 靖、賃金室長 仲浜 弘昭

労災補償課長 深田 一徳、雇用均等室長 廣瀬 真理

第27回「ゼロ災55」無災害運動

～労働局長による安全パトロールを実施～

死亡災害が、例年、11月～12月に多発する傾向にあることから、11月7日から12月31日までの55日間、労働災害の防止と死亡災害の撲滅を目指して「ゼロ災55」無災害運動が鳥取労働局主唱で展開されました。

この運動の一環として、11月9日(月)10時から鳥取市気高町常松地内の「鳥取西道路気高第1トンネル西工事【施工業者 鹿島建設(株)中国支店(広島市)】」の建設現場において、鳥取労働局の河野純伴局長をはじめとする局幹部並びに鳥取労働基準監督署職員による安全パトロールが実施されました。



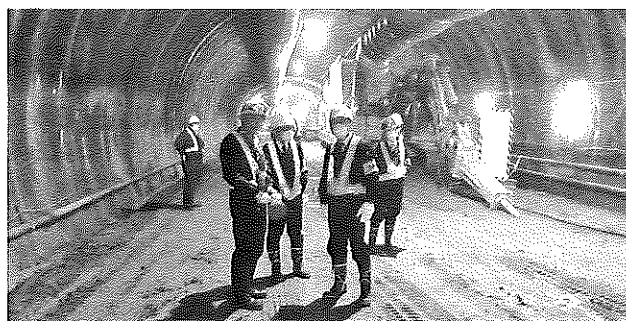
挨拶をする河野局長

安全パトロールでは、工事事務所において、冒頭、河野局長から「これまで、建設業は、労働災害により数多くの方の尊い命を犠牲にして発展してきましたが、このような悲劇を繰り返さないことは、現場で働くすべての労働者やその家族、建設工事関係者の願いです。この工事現場の皆様には、労働災害は絶対に起こさないという決意をもって、工事に臨んでいただきたい。」と挨拶があり、続いて、施工業者 鹿島建設(株)中国支店の福住幸雄 所長から「この工事は、鳥取西道路の気高町常松から御熊間のトンネルの内、その西側1,158mを築造するもので、トンネルの掘削は、発破掘削方式のNATM工法で行っている。」などの工事概要の説明がありました。

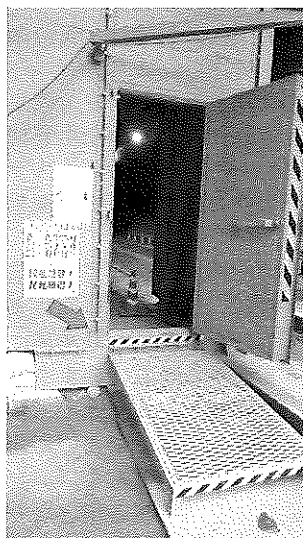
また、同所長からこの工事現場で取り組んでいる『安全作業の「見える化」活動』の事例を写真にした資料に基づき、工事現場内での運搬車両同士や運搬車両と作業員との接触事故防止対策、分電盤の行き先や入坑者の写真を掲示するなど写真を活用した対策、階段通路における作業員の転倒災害防止対策などの紹介があり、その中で、「作業員の転倒災害防止対策については、特に、ハード面(設備)における対策に止まらず、作業員による転倒予防体操の実施というソフト面の対策も取り入れて、重点的に取り組んでいる。」との説明がありました。

その後、掘削工事現場(トンネル内)における安全・衛生対策の履行状況と『安全作業の「見える化」活動』の取り組み状況の確認が行われ、その結果に基づき意見交換・講評が行われました。鳥取労働局から福住 所長ら現場責任者に、「この現場における『安全作業の「見える化」活動』の取り組みは大変すばらしく、今後も、この取り組みを継続し労働災害ゼロを目指してほしい。」と締めくくり、本安全パトロールは終了しました。

安全パトロールの様子



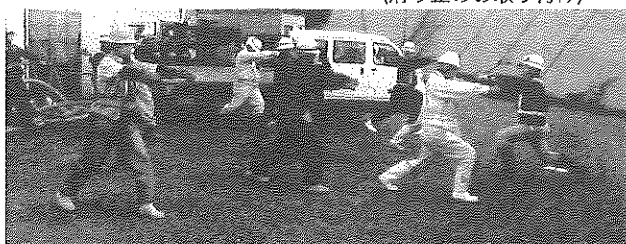
安全の「見える化」取り組み事例



つまずきによる転倒防止



階段通路での転倒防止
(滑り止めの取り付け)



転倒予防体操(足の筋力とバランス感覚の強化)

「ストレスチェックセミナー」 追加開催

精神障害を理由とする労災認定件数が増加していることを背景に、仕事に起因するストレスへの気づきと職場環境の改善を目的としたストレスチェック制度が創設され、昨年12月1日から施行(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)されました。

これに伴い、鳥取労働局主催による「ストレスチェックセミナー」が、昨年数回開催され、多くの会員事業場へ同制度の周知が図られたところです。

なお、各セミナーにおいて、定員を上回る参加希望があったため、今年2月に追加のセミナーが開催されることとなりました。

メンタルヘルス対策は、経営トップの決断と強いリーダーシップがなければ効果的にすすめることができないことから、未だ同制度等を御存知ない会員事業場の皆様には、このセミナーの活用をお勧めします。

追加セミナーの開催予定は次のとおりです。

平成28年2月19日(金) とりぎん文化会館 午後2時～4時
平成28年2月26日(金) 米子コンベンションセンター 午後2時～4時
参加申し込みは、鳥取産業保健総合支援センターのホームページからお申し込みください。

鳥取産業保健総合支援センターのホームページアドレス
http://www.tottori-sanpo.jp/?page_id=74

「働き方改革」に取り組んでいますか？

～全ての人々が健康で安心して働くために～

時間外労働の削減、休暇の取得促進など、働きやすい職場環境を目指す「働き方改革」に向けた取組により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することは、全ての人々が健康で安心して働くことができるようになるとともに、仕事に対する働く方々の意識やモチベーションを高め、メリハリをつけた働き方により業務効率の向上が期待されるだけでなく、人材の確保・定着、女性の活躍推進にも資するものであり、企業の成長・発展につなげることができます。

こうした「働き方改革」は、長時間労働抑制や休暇の取得促進などに取り組むことを、社長を始め経営トップが「企業からのメッセージ」として発信し、社員に伝えることが取組の第一歩です。

次のステップとして、働き方改革を進めるための取組には、「ノー残業デー」や、所定休日に年次有給休暇をプラスして連続休暇とする「プラスワン休暇」など様々ありますが、まずはできる取組から始めましょう。取組を進めることにより、社員や管理職一人ひとりの意識が改善されるよう研修を実施したり、他社の取組例を社員に情報提供するなどの取組も効果的です。社員や管理職の意識を改善し、長時間働くのではなく早く帰る職場慣行や、休暇を取得しやすい職場の雰囲気をつくり、さらに定着するよう「働き方改革」の取組を進めましょう。

また、女性の活躍を推進するとともに、「職場」と「家庭」の両方において男女がともに参画することができるよう、多様な働き方を実現することが求められています。様々な事情を持つ人が活躍できる環境を整備することが重要です。

働く方々のために、企業の成長・発展のために、時間外労働の削減、休暇の取得促進など「働き方改革」に向けた取組を推進しましょう。

「第74回全国産業安全衛生大会 2015 in 名古屋」開催

今年度の大会は、「皆でつなごう 安全と健康を守る日本の現場力」をテーマとして名古屋市内で去る10月28日(水)から30日(金)の3日間、全国から約12,400名の参加により開催されました。



開会式で祝辞を述べる渡嘉敷厚生労働副大臣

初日は、13時15分から総合集会が開かれ、開会式・講演では、渡嘉敷奈緒美厚生労働副大臣の祝辞や厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長の野澤英児氏の講演並びにトヨタ自動車(株)取締役会長の内山田竹志氏の特別講演「イノベーションが未来を拓く—プリアスの開発とミライの挑戦—」などが行われました。表彰式においては、平成27年度の緑十字賞表彰で「安全衛生」に当協会中部支部の指定講師・前事務局長の岸本隆雄氏が受賞されました。誠にありがとうございます。



緑十字賞「安全衛生」の岸本隆雄氏

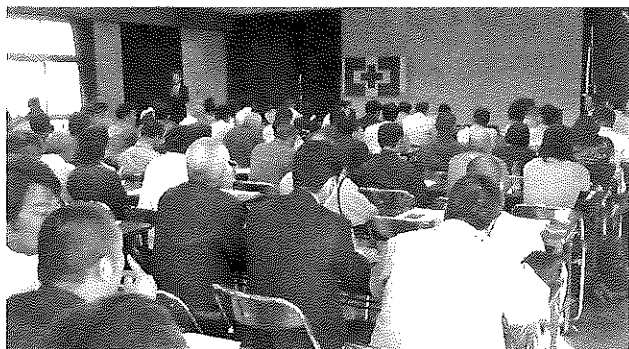
また、2日・3日目は、労働災害防止に関連するテーマごとに分科会が開催され、事業場の研究発表や事例報告、専門家によるパネルディスカッションや講演等がそれぞれ行われました。

なお、本大会に当協会会員各位のご参加を頂きましたことに、厚くお礼申し上げます。

次の第75回(平成28年度)の本大会は、平成28年10月19日(水)から3日間、宮城県仙台市での開催が予定されています。

『鳥取県林業安全大会』を開催

鳥取県内において、平成27年8月以降、林業作業中における死亡災害が連続して発生したことを受け、林業における安全対策を推進し、災害の未然防止を図ることを目的として、去る10月26日(月)に、鳥取県中部総合事務所講堂において、鳥取労働局、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部の主催により「鳥取県林業安全大会」が開催されました。



鳥取県林業安全大会の様子

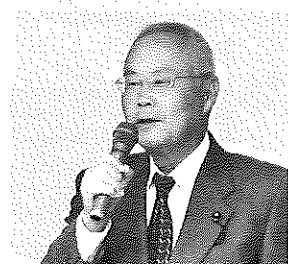
まず、主催者の高橋靖鳥取労働局労働基準部長、尾崎史明鳥取県農林水産部森林・林業振興局長、前田八壽彦林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部長からそれぞれあいさつがありました。



高橋労働基準部長



尾崎森林・林業振興局長



前田林業防鳥取県支部長

その後、鳥取労働局労働基準部健康安全課の片山竜次安全専門官から林業における労働災害の傾向と山林関係の死亡労働災害の事例及びその原因の説明が行われ、続いて、林業・木材製造業労働災害防止協会の石原誠人安全管理士から「労働災害の防止につい

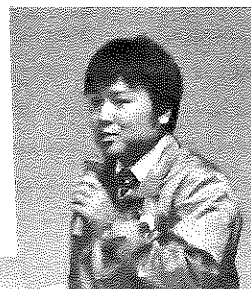
て一災害を起こすとこれだけ怖い」と題した講演において、事故が発生した場合の事業者責任と、金銭負担の実例などを紹介され、災害防止の重要性を説明されました。



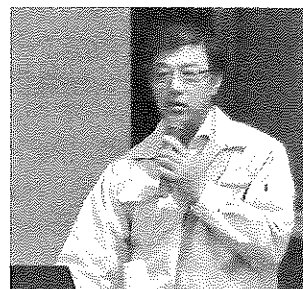
講演を行う石原安全管理士

講演に引き続き、労働災害の防止に重点をおいて取り組んでいる鳥取県中部森林組合及び八頭中央森林組合から、それぞれ取組状況に係る発表が行われました。

鳥取県中部森林組合の藤井祐介業務部主事からは、「安全についての取組事例」として、安全衛生委員会や安全パトロール、職員研修の取組み方法等を見直し、職員の安全意識を高揚させることで労働災害の減少につながったことが紹介されました。



藤井業務部主事



清水専務理事

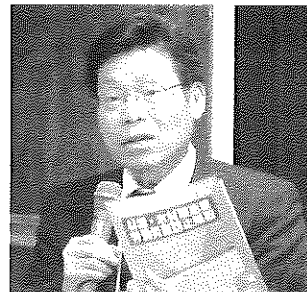
八頭中央森林組合の清水和美専務理事からは、「労働安全の取組状況」として、同組合における労働災害発生状況の分析を行い、その結果から、安全管理体制の見直し、保護具・安全装備の充実、危険行動の共有化、災害発生後の対応、研修内容

の充実等について紹介されました。

その後、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課の衣笠尚義係長から「とっとり森林緊急通報カード」等の活用について、林業・木材製造業労働災害防止協会



衣笠係長



有本事務局長

鳥取県支部の有本上史事務局長から「林業・木材製造業労働災害防止規定」等について説明が行われました。

大会の最後に、鳥取県中部森林組合の布廣将樹氏と岸田典子氏が参加者120名の前で「大会宣言」を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓いました。



大会宣言を読み上げる布廣将樹氏(左)と岸田典子氏(右)

パートタイム労働「個別相談会」 開催のお知らせ

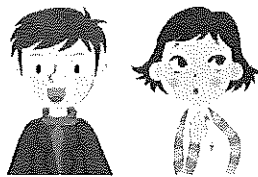
パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、平成27年4月1日からパートタイム労働法が変わりました。

鳥取労働局雇用均等室では、パートで働いている方、パートで働きたい方や事業主の方などを対象として、普段疑問に思っていることなどについて、平成28年1月から2月にかけて県内3箇所ですぐ各月1回、パートタイム労働法や育児・介護休業法を中心とした「個別相談会」を以下の日程で開催します。

・正社員は昇給するの
にパートは、
何年働いても同じ
賃金…

・パートでも産休・育休って
とれるのかな？

・パートから正社員
になれないの？



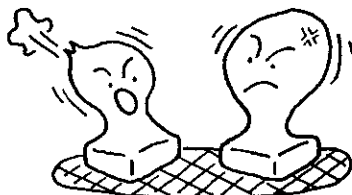
このような疑問や相談にお答えします!!
是非ご利用ください!!

「女性活躍推進法に基づく行動計画策定個別相談会」
及び

「パートタイム労働個別相談会」の開催日程

	平成28年1月～2月の実施日時	会 場
鳥 取	1/19 (火)、2/9 (火) 11:00～15:00	鳥取労働局 4階大会議室 鳥取市富安2-89-9
倉 吉	1/18 (月) 11:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 第1共用会議室 倉吉市駄経寺町2-15
	2/25 (木) 11:00～15:00	第2共用会議室
米 子	1/21 (木)、2/18 (木) 11:00～15:00	米子地方合同庁舎 4階共用会議室 米子市東町124-16

詳しくは、鳥取労働局雇用均等室 (☎0857-29-1709)
までお問い合わせください。



女性活躍推進法に基づく 行動計画策定「個別相談会」 開催のお知らせ

平成28年4月1日施行となる女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等に当たり、事業主の皆さまの個別相談に対応するため、平成28年1月から2月にかけて県内3か所ですぐ各月1回、左下の日程で個別相談会を予約制で開催します。

常時雇用する労働者301人以上の事業主は、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する状況の情報の公表を平成28年4月1日までにすることが義務(300人以下の事業主は努力義務)づけられていますので、本個別相談会を是非ご利用ください。

ご存じですか?「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、 就業規則の見直しや規定の整備～

労働契約法の改正により、平成25年4月1日から「無期転換ルール」が施行されています。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールのことです。

無期転換ルールについては、平成30年度以降、多くの有期契約労働者にこの無期労働契約への転換の申込権が生じることから、無期転換が円滑に進むよう無期転換後の労働条件の在り方について、労使であらかじめ話し合い、就業規則や労働契約書などに規定しておくことが望まれます。

他方、無期転換ルールの導入に伴い、有期契約労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについて十分にご理解いただくとともに、雇止めの判断に当たっては、労働契約法第19条に、過去の最高裁判例において確立された一定の場合にこれを無効とする判例上のルール(雇止め法理)が規定されていることを踏まえ、実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いします。

なお、労働契約の基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーが全国で開催されており、鳥取県では下記のとおり開催されます。無期転換制度の具体的な導入方法の説明や、セミナー終了後には個別相談会も予定されていますので、ぜひこの機会にご利用ください。

記

・日程 平成28年3月11日(金) 13時10分～

・会場 とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町101-5)

特定(産業別)最低賃金が改正されました

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額	適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額753円 (平成27年12月19日発効)	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鳥取県各種商品小売業最低賃金	時間額710円 (平成27年12月19日発効)	

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

- ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。
- ・「鳥取県最低賃金」は平成27年10月4日から時間額693円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室(0857-29-1705)
又は最寄りの労働基準監督署にお問合せ下さい。

東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部
副支部長 馬場 進

謹んで新春のお喜びを申し上げます。

現政権の懸命な舵取りの成果から、景気は緩やかな回復基調にあるものの一部で弱含みに推移しており、当地方においてもまだまだ先行きは不透明な情勢にあります。

本年こそ飛躍の年となりますよう心から祈念するものであります。

昨年は、関係行政機関をはじめ会員の皆様のご支援・ご協力により、当支部の各種事業が円滑に推進できたところであり、厚く御礼申し上げます。

本年も会員の皆様とともに、安全・労働衛生・労務管理の適正な推進に役立つ各種の事業を積極的に展開してまいりますので、一層のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2016年 元旦

- ◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部
- 支部長 竹中 由紀夫
- 副支部長 馬場 進、副支部長 吉田 和徳
- 事務局長 高塚 俊夫、主 事 藤井 涼子



新年のご挨拶

鳥取労働基準監督署

署 長 房 本 浩 志

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方にはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

労働基準監督署の最重要課題は労働災害の防止です。平成27年の管内の死傷災害発生は、未確定ながら、過去最少を記録した一昨年、平成26年と同水準で推移しており、皆様方の継続したご努力に感謝申し上げます。ただ一方で、パワハラや過重労働を原因としたメンタル不調による労災請求が過去最多となっており、ストレスチェックの確実な実施など、取り組みを強めることが必要な事柄も山積しており、今後も皆様の強いご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成28年は十干十二支では丙申(ひのえさる)にあたります。「これまでの努力が実って形になっていく年」といわれているようです。種々講じられている成長戦略の成果が上がって好循環が力強く回転し、景気が着実に上向くことを願っています。

最後になりますが、貴協会と会員事業場の益々のご発展、皆様方のご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成28年 元旦

- ◆鳥取労働基準監督署 署 長 房本 浩志
- 次 長 今井 敏仁、業務課長 村田 重徳
- 第一方面主任 角 辰人、第二方面主任 井上 晃
- 第三方面主任 西川 祐輔、安全衛生課長 野口 聡
- 労災課長 前田 朱美子、ほか職員一同

労働相談から学ぶ労務管理のポイント

鳥取労働基準監督署には年間1000件を超える労働相談があります。最近の労働基準法関係の相談の中から、よくある、あるいは注意を要する相談より10の労務管理のポイントを紹介します。

(ポイント1)

労働者を雇い入れた時の労働条件通知書の交付

労働者を雇い入れた際には、賃金、労働時間などの労働条件を労働者に書面で明示しなければなりません(労働基準法第15条)。

労働契約は口頭でも成立しますが、口約束は、トラブルの元です。建前や目標を記入するのではなく、双方で合意した契約内容を正確に記載して交付してください。

(ポイント2)

労働時間の把握方法

労働者の労働時間を把握する方法としては、使用者自ら現認することにより確認し記録する方法やタイムカードの記録を基礎として確認し記録する方法等の客観的な方法が原則とされています(労働時間の適正把握基準)。

なお、適正に把握した労働時間数は賃金の支払いの都度遅滞なく賃金台帳に記入しなければなりません(労働基準法第108条)。

(ポイント3)

朝礼・ミーティングの時間の取り扱い

朝礼やミーティング、会議、勉強会などで出席が強制されていたり、出席しないことによってその日の仕事ができなくなったり、人事考課、賞与査定などで何らかの不利益を被るような場合は労働時間となります。

(ポイント4)

会社事務所から現場までの移動時間の取り扱い

一旦会社事務所に出勤し、会社事務所から現場に向かう場合であって、使用者の具体的な指揮命令下に入っていると認められる場合は、会社事務所からが労働時間の起算(スタート)となります。

(ポイント5)

教育時間・研修時間の取り扱い

法令で定める教育を労働者に受講させる場合など業務上必要な研修や教育時間は、労働時間となり賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金の適用も受けますので、1日8時間の教育で1日3,000円の賃金の支払いなどは法律違反となります。

(ポイント6)

使用者(会社)側の都合により労働者を休業させた場合の取り扱い

当初、労働日とされていた日(所定労働日)に、仕事がないなどの理由(使用者の責めに帰すべき事由)で労働者を休業させる場合は、平均賃金の6割以上の手当を支払う必要があります(1日の一部を休業させた場合も同様です。労働基準法第26条)。

(ポイント7)

時間外又は休日労働に関する手続き

労働者に時間外又は休日労働を行わせる場合は、事前

に労使協定を締結して所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります(労働基準法第36条)。

労働者側の協定当事者は、事業場に過半数労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者となりますが、その代表者は投票、挙手などの民主的な手続により選出されなければなりません。

なお、選出された労働者が事業場全体の労働時間等労働条件の計画・管理に関する権限を有する者である場合は36協定当事者として不適格となりますので注意が必要です。

(ポイント8)

年次有給休暇

労働者の勤続年数により下表のように年次有給休暇が発生します(正社員以外も同様です。但し、前年(度)の出勤率が8割以上必要です。労働基準法第39条)。

また、その年(度)に使わなかった年次有給休暇は翌年(度)に限り繰り越せます。

使用者は「事業の正常な運営を妨げる場合」でない限り、年次有給休暇は労働者の請求があった時季に与えなければなりません。

退職予定労働者が請求した年次有給休暇については、退職予定日を超えて時季変更を行うことができません。

週定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合の例

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

(※週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の場合の表は省略します。)

(ポイント9)

違約金・賠償請求

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償を予定する契約をしてはなりません(労働基準法第16条)。

ただし、労働契約の不履行によって使用者が損害を被った場合について、損害賠償の金額をあらかじめ約定せず、現実生じた損害について賠償を請求することを妨げるものではありません(※ただし、労働者が請求された金額を必ず支払うことになるとはかぎりません。)

減給の制裁

職場の服務規律に違反した労働者に対し懲戒処分として、減給の懲戒処分を付すことはできます(違反内容と減給処分が社会通念上相当であることも必要です。)

但し、その場合、処分の種類と程度などが就業規則等に明確に定められ、かつ、労働者に周知されていることが必要です。

また、懲戒処分として減給を定める場合は、減給の額について、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えることはできず、減給の総額が一賃金支払期における賃金総額の10分の1を超えることはできません(労働基準

(次頁につづく)

法第91条)。

(ポイント10)

労働者死傷病報告

労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建物における負傷等により、死亡又は1日以上休業したときは、労働者死傷病報告を労働基準監督署長あてに提出しなければなりません。(労働安全衛生規則第97条)

・死亡又は休業日数が4日以上るとき、

【様式第23号により「遅滞なく」】

・休業日数が4日満たないとき、

【様式第24号により、年4回】

1月から3月までの発生分をまとめて「4月末日までに」

4月から6月までの発生分をまとめて「7月末日までに」

7月から9月までの発生分をまとめて「10月末日までに」

10月から12月までの発生分をまとめて「1月末日までに」

平成27年は、労働者死傷病報告を提出して労働基準監督署に労働災害の報告を行っているものの、労働者死傷病報告に記載した災害発生場所あるいは災害状況が事実と異なるものが何件か確認されました。

これらは提出にあたっての相談の際に発生状況などが不自然なことを端緒に指導を受け未遂に終わったもの、隠し通そうとして送検されたものなどがありました。事実と異なる内容を記載した労働者死傷病報告の提出は、虚偽報告として労働安全衛生法違反となります。

労働相談をされる労働担当の方へのお願い

さて、これまでの説明は労働基準法をベースにしたものでしたが、労働相談をされる企業の労務管理担当の方にご留意いただきたい点がございます。

労働相談の結果、御社の労働条件や就業規則の規定が労働基準法の規定より労働者にとって良い条件となっていることが明らかになるかもしれません。

例えば、労働基準法では休業手当は平均賃金の6割以上の手当となっていますが、御社の就業規則では8割となっているかもしれません。そのようなときに、「労働基準法では6割だから6割でいいんだ。」と結論付けないでいただきたいのです。労働基準法は最低基準を定めていますので、法を上回る条件を契約で定めていけば、その契約で履行しなければなりません。労働相談をされる際には、御社の就業規則ではどうなっているかを必ず確認した上でその状況も併せてご相談いただくようお願いいたします。

また、法を上回る条件を契約で定めていることが判明したことにより、御社の労働条件を労働基準法まで引き下げることのないようにお願いします。

労働基準法第1条第2項(労働条件の原則)では、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。」と規定しておりますので、ご注意ください。

労働法規・安全衛生研修会開催

東部支部では、去る11月11日(水)に労働基準協会会館において、役員の皆様からのアンケートを踏まえたテーマをもとに、安全衛生サポート事業に関する研修も兼ね会員事業場から約50名の参加を得て、次に掲げるテーマで研修会を開催しました。この中で、昨年12月1日から一部の事業場を除いて実施が義務化された「ストレスチェック制度」については、十分に情報収集に努められ、効果的に推進していただきたいと思います。

① 労働トラブル発生の概況とトラブル防止

講師—鳥取労働基準監督署担当官

② キャリアアップ助成金制度の概要

講師—鳥取労働局職業安定部担当官

③ 女性活躍推進法について

講師—鳥取労働局雇用均等室担当官

④ ストレスチェックの具体的な進め方

⑤ 転倒災害防止対策の進め方

⑥ 職場巡視のチェックポイント

⑦ 安心安全のための5S活動

④以下の講師—中災防中国四国サービスセンター
担当官

『「安全見える化」とっとり運動』

鳥取労働局では、『「安全見える化」とっとり運動』を推進中ですが、当支部では、その内容の周知と実践をしていただくことを目的として、取り組みの事例を収集しております。

取り組まれた事例については、事例集の作成に結び付けたいと考えており、適宜、鳥取労働局へ情報提供をさせていただくこととしておりますので、是非とも、各事業場で1例以上下記のメールアドレスへ取組事例を送信していただきたいと思います。

メールアドレスと提供していただく内容は、次のとおりです。

— メールアドレス —

roudou-toubu@blue.ocn.ne.jp

— 提供内容 —

- 会社名
- 連絡電話番号
- 担当者名
- 取組事例の写真
- 取組事例写真の簡単な説明



西部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永 東 康 文

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は西部支部の各事業にご協力を賜わりありがとうございました。

また、主催いたしました講習会等にも積極的に多数の皆様にご参加頂き深く感謝申し上げます。引き続きご協力をお願い申し上げますと共に事業の展開にあたり何かお気付きの点やご提案がございましたら、どうかご遠慮なくお申し越し下さい。お役に立てますよう改善に取り組みたいと思っています。

本年が皆様にとりまして良い年となりますよう心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2016年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

支 部 長 永東 康文

副支部長 松谷 哲也、副支部長 河津 陽文

事務局長 金山 和雄、主事 武良 恵美



新年のご挨拶

米子労働基準監督署

署 長 神 田 哲 郎

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、当行政の運営に格別のご協力を賜り深く感謝します。本年も何卒よろしくお願い致します。

昨年は、労働災害減少に向けて安全見える化とつとり運動を展開し、11月に開催しました「ゼロ災55無災害運動キックオフ講習会」におきまして管内事業場による安全見える化の事例発表を行いました。また、同講習会においては最近増加傾向にある転倒災害の防止について公益財団法人労働科学研究所客員研究員 永田久雄先生にご講演いただき周知啓発したところです。講習会開催にあたりまして、多数参加いただいたことに感謝いたしますとともに会場席数の都合によりお申し込みいただいたにもかかわらず参加いただけなかった方々にお詫びいたします。

今年も引き続き会員の皆様のご協力により災害防止対策のレベルアップを図りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成28年 元旦

◆米子労働基準監督署 署 長 神田 哲郎

監督課長 中島 章文、安全衛生課長 長谷川匡男

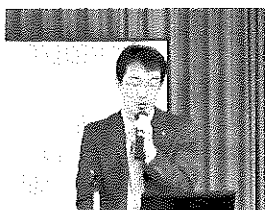
労災課長 清水 仁志、ほか職員一同

「ゼロ災55」無災害運動 キックオフ講習会を開催

平成27年11月6日(金)、当支部は米子労働基準監督署と共同により、鳥取県内で毎年年末に展開している『ゼロ災55無災害運動』(今年の運動期間:平成27年11月7日(土)~同年12月31日(木)の55日間)の先行行事として、「ゼロ災55」無災害運動キックオフ講習会を米子食品会館において開催しました。

講習会の内容は、平成27年8月に当支部と米子労働基準監督署が共同で行った当支部会員に対する講習会の希望調査の結果に基づき、最も希望の高かった、事業場による安全の「見える化」の事例発表と専門家による講演の2部構成としました。

第1部の安全の「見える化」の事例発表では、米子労働基準監督署管内に所在する製造業、建設業及びサービス業から各1社に、各社の取組み事例の発表をお願いすることとし、寿製菓株式会社、岡田電工株式会社、株式会社皆生グランドホテルの各安全衛生担当者から事例発表をしていただきました。



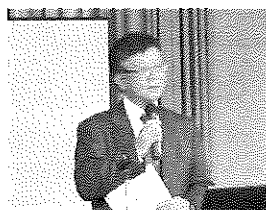
寿製菓株式会社による発表では、工場内におけるさまざまな取組みの紹介のほか、製品出荷口におけるトラックの停車位置の明示により、安全の効果のみならず、トラックが荷積みし出発するまでの時間が短縮されて業務の効率化につながったという興味深い事例が挙げられました。

岡田電工株式会社による発表では工事現場における「見える化」対策について発表いただき、建設現場で最も発生している転落事故の起きやすい、脚立を使った作業における安全作業のための社内での作業ルールや禁止作業の注意喚起の方法、長尺脚立の使用を許可制にしていることについて大変参考となる発表をされました。



株式会社皆生グランドホテルによる発表では、過去の災害事例を分析し、過去に災害が発生した場所での同じ災害の再発防止のための注意喚起の方法や整理整頓・安全通路確保のための台車等の設置場所の明示など、バックヤードにおける見える化対策について具体的に説明されました。

第2部では、労働災害として米子労働基準監督署管内でも発生が多い転倒・転落等の「転び」事故を長年研究してこられた公益財団法人労働科学研究所客員研究員永田久雄先生を講師として招き、「転び」事故の発生のメカニズムとその防止対策について、説明を受けました。



先生の講演では、まず、統計データにより転倒事故が全国的に多発し、また増加傾向にあり、その背景には労働者

(次頁につづく)

の高齢化、産業構造の変化等があることが示されました。

続いて「転び」事故のメカニズムや具体的防止対策例について実験データや動画を使って分かりやすく説明され、対策が取りづらいと思われがちな「転び」事故についての対策を学ぶことができ、大変印象深い講演でした。



受講者におかれても講習会の最後まで熱心に受講いただき、また受講者に対して行った講演内容についてのアンケートでも総じて高い評価結果を得ることが

でき、有意義な講習会を開催できたと思っております。

ただ、本講習会は会場の都合により、受講者定員80人で募集をしていたところ、123人もの応募者があり、多数の方に出席をお断りすることになったこと、また受講者におかれても窮屈な中で受講いただくことになったことなど、ご迷惑をお掛けすることもありました。関係各位にはこの場をお借りしてお詫び申し上げます。

今後も各事業場における安全衛生活動の一助となるような有意義な講習会等の行事を企画し、米子労働基準監督署管内における労働安全衛生の向上に寄与すべく努めてまいります。

中部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 井 木 久 博

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、平成28年の新春を健やかに迎えのことでお慶び申し上げます。

あの3.11の東日本大震災から4年が経ち落ち着きを取り戻した感もありますが、グローバル化の波に操まれながら厳しい社会環境を余儀なくされているのが昨今の実感であります。経済で申しますと大企業を中心に円安株高もあり明るい面もあるようですが、零細企業中心の地方経済は人口減、高齢化が進み厳しいものがあります。労働環境も誠に厳しく慢性的な人手不足もあり一層の労働環境の改善が求められているところであります。政府も地方創生、輝く女性職場づくり、出生率アップ、一億総活躍社会等色々手を打っているようですが、決め手がないのが現実であります。

労働災害ゼロを目指すのはもちろんであります。今企業に求められているのは魅力ある職場づくり、コンプライアンス遵守の労働環境であります。メンタルヘルスケア、ストレスチェックも真剣な取組みが求められているところでもあります。新年を新たな挑戦の年として頑張り抜きましよう。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2016年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部

支 部 長 井 木 久 博

副支部長 尾原 守行、副支部長 泉谷 雅人

事務局長 谷口 茂、主 事 永田 智恵

中部地区プレス災害防止協議会の視察研修

平成27年11月6日(金)に会員事業場から12名の参加のもとTVC(株)(西伯郡南部町)を訪問し、視察研修を実施しました。TVC(株)においては、当該事業場における安全衛生対策等の説明を受けた後、工場を視察しました。多角的なリスクアセスメントの実施や現場第一線からの声をすくい上げるシステム等非常に参考となり、有益な研修となりました。



新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署 長 山 田 正 道

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、当行政の運営に格別のご協力を賜り、お礼申し上げます。

景気は緩やかに回復傾向にあると言われる中、当署管内でも少しずつ、工場・設備の増築や増設、有効求人倍率の高水準での推移など明るい話題も増えてきました。

その一方で、昨年は「ブラック00」、「00ハラスメント」という言葉が多く聞かれました。当署における相談内容でも、いじめ・嫌がらせ、労働時間・残業手当に係るものは上位を占め、加えて労働災害の増加傾向に歯止めがかからないという悩ましい状況にあります。

これらの課題に対して当署では、相談体制の整備、労働時間管理や労働災害防止に係る指導の徹底など一つ一つの対応を確実にやりたいと思っています。会員の皆様には、労働者が安全で健康に働ける職場づくりに、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

新しい年が、皆様方にとってよき年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成28年 元旦

◆倉吉労働基準監督署 署 長 山田 正道

監督・安衛課長 宮本 靖大、労災課長 長谷川 徹
ほか職員一同

機械の掃除等の作業は 機械を停止してから行いましょう

中部地区では、次のような「機械の運転を停止せずに清掃等の作業を行ったこと」による労働災害が増加しています。(災害事例) 機械の刃に加工物が詰まって機械が止まったため、加工物を取り除こうと手を入れたところ、止まっていた機械が動き出し指を切った。

このような労働災害は、平成27年8月から11月までの全産業における労働災害(26件)のうち、約30%を占めています。その多くは製造業で発生していますが、小売業や飲食店等の食品加工用機械を使用する事業場においても発生しており、機械を使用するすべての事業場で注意が必要です。

労働安全衛生規則第107条及び第108条では、原則として「機械のそうじ、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。」ことを定めています。『機械の掃除等の作業は、必ず機械を停止し、安全を確保してから行う。』という作業ルールを徹底しましょう。